# 催告後6か月以内・本来の時効期間経過後に なされた承認の時効中断効

- 大阪高判平成18年5月30日判例タイムズ1229号264頁-

石 松 勉\*

# 一 事 実

1 本件は、原告  $X_1 \cdot X_2$ が、被告 Y に対して、所有権に基づいて根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案である。事実の概要は後に紹介するとおりであるが、本件では、X らが、根抵当権および被担保債権は存在しているとの Y による抗弁に対して、消滅時効を援用したが、これに対して、Y が、主たる債務者である C 会社は、平成 8 年 6 月 7 日、債務を承認し、B 会社はそれから 5 年の消滅時効期間(商事時効)が経過する前の平成13年 5 月21日、本件債権について催告をし、C 会社は、同年10月15日(催告後 6 か月以内・本来の時効期間経過後)に再度承認しているから、これによって消滅時効は中断していると主張したため、X らがさらに、民法153条は、催告は 6 か月以内に一定の手続をしなければ時効中断効は生じない旨規定しているところ、同条には承認は含まれていないから、本件催告には時効中断効はないと主張して争った。そこで、催告後 6 か月以内、本来の時効期間経過後

<sup>\*</sup> 福岡大学法科大学院教授

になされた債務者による承認に時効中断効があるかどうかが問題となったものである。

2 事案の概要は以下のとおりである。訴外  $A_1$ は、平成 2 年 9 月27日の時点で本件土地の所有者であった。また、訴外  $A_2$ 会社は、同日の時点で本件建物の所有者であった。 $A_1$ は、平成 7 年 9 月23日に死亡し、原告  $X_1$ が相続により本件土地の所有権を取得した。また、原告  $X_2$ 会社は、平成 3 年10月 22日、 $A_2$ 会社との間で本件建物の売買契約を締結し、その所有権を取得した。

平成2年9月26日、 $A_2$ 会社および $A_1$ は、訴外B会社との間で、B会社がC会社に対して手形貸付、証書貸付その他一切の取引により負担する債務につき、 $A_2$ 会社および $A_1$ がそれぞれC会社と連帯して保証することを約束した。 $X_1$ は、 $A_1$ の連帯保証債務を相続により承継した。一方、B会社と $A_1$ 、 $A_2$ 会社とは、平成2年9月27日、次のような内容の根抵当権設定契約を締結し、本件不動産には、その旨の根抵当権設定登記がなされた(以下、この登記にかかる根抵当権を「本件根抵当権」という)。被担保債権としては、B会社がC会社に対して貸し付けた 6 億円の貸金債権がある(以下、「本件債権」という)。

極度額 金7億2000万円

債権の範囲 金銭消費貸借取引、手形割引取引、手形債権、小切手 債権、保証取引

債務者 C 会社

根抵当権者 B 会社

抵当不動産 本件不動産 (共同担保)

本件根抵当権は、平成16年12月15日、元本が確定し、その旨の元本確定登記がされた。本件根抵当権は、平成17年1月14日債権譲渡にともない被告Yに移転し、その旨の根抵当権移転登記がなされた。

本件債権の弁済期日は平成7年9月18日であったが、平成8年6月7日、C会社は、B会社に対し、本件債権について承認したことにより消滅時効は中断した。同日からあらためて消滅時効の進行が開始したところ、B会社は、C会社に対し、平成13年5月21日に到達した内容証明郵便により本件債権について催告した。本件催告から6か月以内の日である同年10月15日、C会社は、B会社に対し、本件債権を承認した。

Xらは、本件債権について消滅時効が成立した旨を主張し、本件口頭弁論 期日において、これを援用する旨の意思表示をした。

## 二 第一審判決

第一審判決(神戸地尼崎支判平成18年1月23日 $^{(1)}$ )は、催告の後6か月以内に債務の承認があった場合、その承認により催告が時効中断事由になることはないと解してXらの請求をすべて認容した。その理由は以下のとおりである。

(1) 民法153条は、「催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない」と定める。

なお、この規定が、平成16年法律第76号、第147号により改正されたものであること、平成16年法律第76号による改正前の民法153条が「催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス」と定めていたことは、当裁判所に顕著である。

ところで、民法147条は、時効の中断事由として、1号で「請求」を、2

号で「差押え、仮差押え又は仮処分」を、3号で「承認」を掲げる。

そして、同法149条から153条までは、同法147条1号の請求に関するものとして、順に、裁判上の請求、支払督促、和解及び調停の申立て、破産手続参加等、催告について定め、同法154条及び同法155条は、同法147条2号の差押え、仮差押え及び仮処分について定め、同法156条は、同法147条3号の承認について定めている。

したがって、立法者は、同法147条1号の請求、2号の差押え、仮差押え 又は仮処分、3号の承認の3つを峻別した上で、同法153条においては、前 2者のみを明示し、承認をそこに含ませなかったと解するのが相当である。

(2) 実質的にみても、民法153条に明示されている「裁判上の請求、支払 督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の 申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又 は仮処分」と「承認」との間には、性質上、非常に大きな差があるというべ きである。

すなわち、民法153条に明示されている各種事由は、すべて債権者が裁判所で権利を行使することであり、権利者の権利行使の後に、その権利行使が実体法上も手続法上も正当なものか否かが、裁判所によって審理・判断されること等が予定されている。また、同法147条1号の請求に関しては、仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないときの支払督促(民事訴訟法396条)、和解を調書に記載したときの記載(同法267条)、調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときの記載(民事調停法16条、家事審判法21条)、破産債権が確定したときの破産債権者表の記載(破産法124条3項)、再生債権が確定したときの再生債権者表の記載(民事再生法104条3項)、更生債権が確定したときの更生債権者表及び更生担保権者表の記載(会社更生法150条3項)は、いずれも確定判決と同一の効力を有すると定められており(なお、家事審判法においては、確定判決を

超える効力が認められているものがある。)、民事執行法22条により債務名義となりうるとともに、消滅時効においては、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は10年となる旨が定められている(民法174条の2第1項)。

これに対し、承認は債務者が行うことであり、時効中断の効力を有するものの、当然に裁判所による審理・判断が行われることはなく、直ちに債務名義とはならないとともに、時効期間が延長されることもない。

そして、これらによると、承認は、民法153条に明示されている各種事由 よりも効力がはるかに小さいものであるというべきであって、承認により、 裁判上の請求よりもさらに強い効力をもって権利の存在が明確になる旨の被 告の主張は、到底採用することができない。

# 三 第二審判決(本判決)

これに対して、第二審判決である本判決(大阪高判平成18年5月30日)は 以下のとおり判示し、第一審判決を取り消して X らの請求を退けた(上告 受理の申立てがされたが、上告不受理)。

民法(平成16年法律第76号による改正前のもの・特記ない限り以下同じ。)153条は、上記改正後の同条と同じく、催告による時効中断効を生じさせることができる行為として、裁判上の請求等裁判所が関与する手続を挙げるが、承認を挙げてはいない。承認に関しては、裁判所の関与が必要とはされていない。これによると、立法者が、民法153条が定める催告による時効中断効を発生させる要件として、裁判所が関与する手続が必要であり承認では足りないとの判断を行ったかのようでもあり、このような文理を無視できないかにみえる。

しかし、民法153条は、債権者の催告について、債権者が正規の中断事由によって補強することにより時効中断の効力を認めるものであって(支払督促〈民法150条〉は、民法153条には規定されていないが、支払督促は、正規の中断事由であり、「裁判上ノ請求」に含まれることは明らかである。)、正規の中断手続をとるのが遅れることにより時効が完成するのを防ぐ便法として機能することを期待して定められたものと解される。そうであれば、債権者の催告について、債務者の行為による正規の中断事由である承認(これは権利の存在を明確にする事由である。)を、債権者の行為による正規の中断事由と区別する理由はないというべきである。実際上も、債権者の催告に対して債務者が承認した場合には、債権者は債務者において債権の存在を前提とした対応をするものと期待するのが当然であって、債権者に更に催告後6か月以内に正規の中断事由をとることを要求することは、難きを強いるものというべきである。

大審院昭和4年6月22日判決(民集8巻597頁)も、民法151条に関し、「一箇月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セストアルハ其ノ一箇月ノ間更ニ強力ナル中断原因ノ生セサルコトヲ前提トスル法意ナルコト同法第153條ト其ノ軌ヲーニセルモノ」と説示し、民法151条の文理にかかわらず、上記期間内にされた承認による時効中断を認めた。

また、承認は、権利の存在を義務者自身が認めるのであるから、権利を時効により消滅させることの正当性を大きく失わせるということができ、訴えの提起等による時効中断と効力に差を設けるのは、不当であるということもできる。

なお、最高裁判所昭和41年4月20日判決(民集20巻4号702頁)によれば、 時効が完成した後の承認は、その承認をした者の時効の援用権を失わせるの が通例となるから、承認による時効中断を認めなくても同様の結論になるか にみえる。しかし、時効の援用の可否は、援用権者ごとに判断されるから、 本件のように、主債務者が債務を承認し、連帯保証人などが時効を援用する場合には、連帯保証人などによる時効の援用は、主債務者による承認を根拠としては否定されないこととなり、主債務者の承認による中断を認める場合と結論が同一になるとはいえない。

以上によると、催告後6か月以内にされた承認によっても、民法153条が 定める催告による時効中断効が生じると解すべきである。

本件においても、時効中断の効力が生じ、消滅時効は成立しないというべきである。

## 四 研 究

#### 1 本判決の意義

民法153条<sup>②</sup>は、明文上、催告による6か月の時効中断効を生じさせる行為として承認を挙げていないことから、承認ではこの場面における時効中断効は生じないのではないかが問題となる(本研究では、以下、これを「本問」という)。本判決も引用する大審院昭和4年6月22日判決(以下、「大判昭和4年」として引用)は151条に関するもので承認についても時効中断効を認めたが、本判決は、153条に関して承認によっても時効中断効が生じることをはじめて認めたものである。後に詳論するように、151条に関する大判昭和4年の評価については学説上鋭い対立があった。本件においても、本判決と第一審判決とで153条に関して相対立する判断が示されていたことから、151条に関する大審院時代の議論が参考になるように思われる。

また、時効期間経過後の債務承認とその後の時効援用に関する最判昭和41年4月20日<sup>(3)</sup>(以下、「最判昭和41年」として引用)の登場によって、時効期間経過後に債務を承認した者は、原則として信義則上消滅時効の援用が許されなくなる結果、本問のような場合において承認による時効中断効を認めな

くても、それによって消滅時効の抗弁を排除しうる点で変わりはないように 思われることから、本間の存在意義が疑問視されなくもなかった。以下でみ るように、実際にそのように解して承認の場合153条の問題は生じえないと する有力学説も存在していた。しかし、本判決は、この点について、保証人 がある場合には主たる債務者に生じた時効中断効は保証人にも及ぶが、主た る債務者が時効完成後に承認をしても、その後の時効援用が信義則に反する か否かは各自において判断されることから、保証人による時効の援用が当然 に否定されるわけではないため、消滅時効の抗弁の成否については結論に違 いが出ることも充分に考えられるとして、本問の存在意義を確認した。

このように、学説上、若干の理論的錯綜もあったうえ、今後の学説の展開、さらには本間に関する最高裁判決の登場も待たれるところである。それだけに本判決はその指針の一つを示す裁判例として小さくない意義を有しているものと思われる。そこで、本研究では、これらの点について若干の考察を試みることにしたい。

なお、本件では、抵当不動産の第三取得者である  $X_2$ が、主たる債務者について生じた時効中断事由による中断効を否定できるかも問題となりうるが、本判決は、物上保証人の場合 $^{(4)}$ と同様に否定できないと解している $^{(5)}$ 。この点もまた検討を要する重要な問題といえようが、ここでは問題点の指摘にとどめておく。

# 2 学説の概観

民法153条は、催告による6か月の暫定的な時効中断効はより強力な時効中断措置をとることによって補強されなければ失効する旨を定めている。そこで、ここではまず、条文上明示されていない承認が催告後6か月以内・本来の時効期間経過後になされた場合、時効中断効は失効すると解されるのか(以下、これを「中断効失効説」(否定説)と称しておく)、それともそのよ

うな承認にも時効中断効が認められ失効しないと解されるのか(以下、これを「中断効確定説」(肯定説)と称しておく)について、学説の状況を簡単にながめておくことにしよう。

ただし、その際に注意を要するのは、催告後なされた承認による確定的な時効中断効を否定的に解する見解のなかには、本件第一審判決のように、条文の文言・趣旨から形式的に、あるいは実質的に判断して、承認により催告が時効中断事由となることはないと解する見解のほかに、承認が時効期間満了前になされた場合にはその承認自体が時効中断事由としての承認にあたり(147条3号)、またそれが時効期間満了後の承認であれば時効利益の放棄あるいは最判昭和41年の時効援用権喪失理論により処理されるとして、153条の問題は生じないとする見解®も存在していたということ、その一方で、この最判昭和41年が登場する以前から、すでに、承認が催告による時効中断効を生じさせるものとして確定的時効中断効を認める見解が有力に主張されていたということである。以下、これらの見解をもう少し詳しく確認していくことにしよう。

# (1) 中断効確定説(肯定説)

これは、承認が催告による時効中断効を確定的に生じさせるものとしてその中断効を失効させるものではないと解する見解である(\*)。この見解は古くから主張され、通説的見解とも称されている(\*8)。承認が催告による時効中断事由として認められる理由としては、催告後6か月以内に承認があった場合には権利者はそれを信頼して裁判上の請求などさらに強力な時効中断措置をとらないことが多いであろうと考えられる点が指摘されている(\*9)。本判決では若干異なる言い回しが使われているが、しかし、後に検討するように、これと大きく隔たる理由づけをおこなっているともいえないであろう。

いずれにせよ、消滅時効期間の満了前に催告がなされ、承認が時効期間満 了後になされたような場合においては、確かに承認だけなら時効中断効は生 じえないのであるから、この点に承認による催告の時効中断効の補充を認めることには重大な意義があったということができよう<sup>(10)</sup>。

# (2) 中断効失効説(否定説)

これに対して、この説は、153条所定のより強力な時効中断措置をとらなければ催告による暫定的な時効中断効は失効してしまい、承認では不充分であると解する見解である<sup>(11)</sup>。承認は153条所定の行為と比較して、明確ではなくまた強固でもないからというのがその理由である<sup>(12)</sup>。本件第一審判決が同様のことを判示している。

ところで、前述したように、否定的見解のなかには、催告後時効期間満了前の承認はそれ自体が時効中断事由としての承認にあたる(147条3号)うえ、時効期間満了後の承認であれば時効利益の放棄または最判昭和41年の時効援用権喪失理論により処理されることになるから、本条の問題は生じえないと解する見解もあった(13)が、本判決は、最終的にこの見解を採用しなかったわけである。

#### 3 判例の概観

次に、本問に関連する裁判例をながめておくことにしよう。しかし、前述 したように、関連裁判例としては、本判決も引用する、151条の和解のため にする呼出に関する大判昭和4年(14)が存在するのみである。本問に関連す る範囲内で判決を紹介したうえ、学説の応接を簡単にみておくことにしたい。

#### (1) 事実の概要

X(原告・被控訴人・上告人)は、Y(被告・控訴人・被上告人)が振り出した約束手形1通を所持していた(振出日大正12年6月30日、受取人X、金額1000円、満期日大正12年9月5日、振出地東京市、支払場所株式会社深川銀行本店)が、大正12年9月1日の震災によって焼失してしまったので、大正15年9月21日東京区裁判所に公示催告の申立をし、昭和2年7月7日除

権判決を受けた。そこで、これに基づいて手形金ならびに満期日後の損害金 の請求をおこなったのが本訴である。

ところで、本件約束手形の満期日は本来は大正12年9月5日であったが、大正12年勅令第404号により満期日が30日間延長された結果、大正12年10日5日から起算して3年の消滅時効期間が経過した大正15年10月5日の満了をもって時効は完成していたこととなる。しかし、Xは、前述のとおり、大正12年9月21日に公示催告の申立をおこなう一方で、同年9月30日には和解のためにする呼出もおこなっていた。和解は昭和2年2月不調に終わったが、Xは、その和解手続中(消滅時効期間経過後)の大正15年12月3日と同年12月17日の二回Yは手形債務を承認しているから消滅時効は承認によって中断していると主張したのに対して、Yは、除権判決に基づく本訴は和解不調の時からすでに1か月以上が経過して提起されているから、不調に終わった和解をもって消滅時効が中断することはない(151条)と主張して、時効を援用した。

原審判決はYの時効の援用を認めたが、その理由は、Xのおこなった和解のためにする呼出は昭和2年2月に和解不調に終わり、しかもその後1か月内に訴えが提起される必要があったが、Xはその後1か月内に訴えを提起していないから、和解のためにする呼出によっては時効中断効は生ぜず、したがってまた、Yによる和解期日における本件手形債務の承認も、時効期間満了後になされたものとして時効中断効を有しない(承認では足りない)というものであった。

# (2) 判 旨

大審院第4民事部は、以下のとおり判示して、原審判決を破棄差戻している。

「案ずるに、民法第百五十一条に和解の為にする呼出は相手方が出頭せず 又は和解の調わざるときは一箇月内に訴を提起するに非ざれば時効中断の効

力を生ぜずとあるは、其の一箇月の間更に強力なる中断原因の生ぜざること を前提とする法意なること、同法第百五十三条と其の軌を一にするよのと解 せざる可からず。蓋若し之を爾らずとし、単に其の文辞自体のみの趣旨に過 ぎずと解せんか、其の間或は債務者に於て債務を承認し或は債権者に於て差 押仮差押又は仮処分の如き手段に出でたるときと雖未だ以て足れりとせず、 常に必ず訴を提起することに依りてのみ始めて能く時効中断の効力を完うす と云はざるを得ざるに至らんなり。豊斯る理あらんや。抑同条に訴の提起と あるは他無し。凡そ和解の為にする呼出なるものは其の目的とする処多くは 将来に於ける訴を予防するに在るを以て此の方法にして意に効奏せざらんか、 即訴の提起を見るを常能とするが故に法律は専ら此の常態の場合を眼中に置 き以て当該法条の文辞を下せるに過ぎず。之を文辞の意義のみに限局して解 せんこと蓋法章を得ざるに庶幾し。今原判決の確定したるところに拠れば、 上告人は大正十五年十月五日を以て三年の消滅時効の完成すべき被上告人に 対する本件手形債権に付大正十五年九月三十日東京区裁判所に対し和解の為 にする呼出の申立を為し、被上告人は和解期日たる同年十二月三日及同月十 七日の両度に其の債務を承認したりと云うにあるを以て其の後昭和二年二月 中に至り和解は不調に帰し、而も上告人は其の不調後一箇月の期間内に被上 告人に対し訴を提起せざりし事実は是亦原審の確定するところなるも、之を 前叙の判旨に照せば、此の事実は毫も前記上告人の為したる和解の為にする 呼出に因る時効中断の効力を妨ぐるものに非ざると同時に、被上告人の為し たる前記承認も亦従て時効中断の効力を生ずべきものなること多言を俟た ず。| (ひらがな表記・傍点 - 筆者)

# (3) 学説の反応

前述のとおり、大判昭和4年は、151条が和解不調後1か月内に「更に強力なる中断原因」が生じないことを前提としている点で153条と軌を一にしているとしたうえで、しかしこの場合にも債務者による承認について時効中

断の効力が生じるとした。その理由が必ずしも明確に判示されているとはいえないことから、解釈論が分かれた。しかし、学説上においては、大判昭和4年に替成するものが多かったといってよかろう(15)。

そのようななかで、とりわけ我妻榮博士と末川博博士の解釈論の対立は象徴的であり、末川博士が151条に関してその文言および債権者側からの権利行使を重視され、大判昭和4年に反対の立場を表明されたのに対して、我妻博士は、権利関係の存在が客観的にも主観的にも明らかとなるところに時効中断効の趣旨があることをとくに重視され、債務の承認を含む一切の時効中断事由を151条の「訴ヲ提起」することと同視して大判昭和4年に賛成されている点で特徴的だったといえよう。

# 〔1〕 賛成説(中断効確定説)

我妻博士は、大判昭和4年の評釈(16)において、次のような解釈論を展開して本判決の判旨の結論に賛成された。「思うに、第151条が訴の提起を要求するのは和解の為めの呼出によって権利行使に着手した権利者がその不調に終るときも権利実行の手をゆるめずに更により強力な手段に訴えることを必要とする趣旨なることは私もこれを認める。然し更に一歩遡って権利行使を消滅時効中断の効力を認める所以を考へればこれによって権利関係の存在が客観的にも主観的にも明瞭確実になることと権利者の所謂権利の上に眠れる状態の中絶することとを挙げねばならない。催告や和解の為めにする呼出が弱い中断力しかないのは畢竟この状態を生ずる力が弱いものだからである。然るときは弱い権利行使の手段を採った者が相手方の承認を受けた為めに更に強力な権利行使を遂行することを中止した場合にもこの弱い権利行使によって一応生じた右の中断事由としての価値ある事情はこれによって更に一層強めらるることに於ては、差押や仮差押の場合と差異なきものであろう(17) | (傍点-筆者)。

そしてさらに「承認に対してかかる効力を与えるときは第153条の催告に

対して余りに強い中断力を与えることになるとの非難があるかもしれない。 然しこれが却って時効完成後の承認に対して強い力を与えんとする近時の学 説判例の傾向に合するものであると考える<sup>(18)</sup>」とも述べていた。

# [2] 反対説(中断効失効説)

これに対して、本判決に反対されたのが末川博士である。末川博士は、大 判昭和4年の判例批評(19)のなかで次のように述べられている。「同条(151 条-筆者注)が訴の提起がなければ呼出が中断の効力を生じないといってい るのは、訴の提起が中断の効力を保有する為めの唯一の方法だとして、それ 以外の方法を講じたのではすべて中断の効力を生じないという程に、強い厳 密な意味を表わしているのではなく、和解が不調に帰したときには訴を提起 して権利を主張若くは行使するのが普通であるから、斯かる普通の最も有力 な方法を挙示しているのにとどまると観るのが妥当であろう。この点におい ては、同条は第153条と同じ法意に基きその軌を一にしているといえる。し かし、ここに訴の提起が挙示されているのは、ただそれが呼出とは別個の強 力な中断原因だからというだけの理由に基くのではない。それは権利の主張 若くは行使の手段としては和解の為めにする呼出の発展であり延長であると 考えらるべきところに特殊の意味が存すると観なければならぬ。即ち何等か の中断事由が1か月内に発生しさえすれば当然に呼出が中断の効力を保有す るというのではなくて、和解が不調に帰したに拘らず権利者がなおその権利 の主張若くは行使の手を緩めないでどこまでも追及するというところに、時 効中断の効力が保有さるべき理由が見出されるのである<sup>(20)</sup> | (僥占 - 筆者) としたうえで、「だから債権者が和解の為めにする呼出の延長と観らるべき 債権行使の有力な手段として差押その他の強制手段を執るような場合には、 呼出は中断の効力を失わないというべきであろうが、債務者の側における債 務の承認の如きは之と同一視されることを得ない。このことは第153条につ いても同じように考えられるのであって、催告が時効中断の効力を生ずるに

ついて 6 ヶ月内に為されることを要するものとして同条が列挙しているところの裁判上の請求乃至仮処分は、すべて権利者の側からするところの催告の発展又は延長と観らるべきような中断事由があることを要求しているのである。

末川博士の見解と同様、151条にいう訴の提起は債権者側からのさらに強力な権利行使とみるべき時効中断事由であることを要すると解したうえで、時効期間経過後の承認は時効利益の放棄と解して支障はないとする見解<sup>(21)</sup>の存在したことは、すでに指摘したとおりである。

# 4 若干の検討

以上の学説・判例の概観を踏まえて本間の検討に入りたい。

本判決は、承認が催告による時効中断効を確定的に生じさせるものとして その中断効を失わせるものではないと解したわけであるが、その理由として、 次の二点を指摘しているものということができよう。

第一に、債務者による承認が権利の存在を明確にする事由として債権者の 行為による正規の中断事由と区別すべき理由がないこと、しかも承認は権利 の存在を義務者自身が認めるものであり、権利を時効によって消滅させるこ との正当性を大きく失わせるものということができるから、訴えの提起等に よる時効中断と効力に差を設けることは不当と考えられること。

第二に、実際上も、債権者の催告に対して債務者が承認したような場合には、債権者は債務者において債権の存在を前提とした対応をするものと期待するのが当然であり、さらに債権者に催告後6か月以内に正規の中断事由をとることを要求することは難きを強いるものと考えられること。

確かに以上の二点は、本判決や本件第一審判決が説示するように、民法 153条の条文の文言や立法者の意図からは隔たっているともいえる。しかし、 実質的にみると、債権者の催告に対して債務者が承認したような場合において、153条の文言にとらわれ、明文で掲げられているより強力な時効中断措置をさらに債権者に要求すべき合理的な理由は見出し難いのに対して、承認に催告による時効中断効を認めることの実質的理由は、本判決も判示するとおり、きわめて大きいといわなければならない。その理由はこうである。

末川博士も、151条や153条は債権者が訴の提起等のより強力な時効中断措置をとらなければ呼出や催告による時効中断効はいっさい発生しないとされているわけではない。呼出や催告の発展であり延長であるといえるような権利主張ないし権利行使がなされるところに条文の法意、その特殊の意味が存していることからすれば、そのような権利主張ないし権利行使がなされるからこそ時効中断効は失われずにそのまま効力を保有し続けるのであり、したがって、そこでの時効中断措置は債権者の側からなされることを前提とした権利主張ないし権利行使に限定されるべきであって、債務者による承認はこれと同視することはできないとされている(22)。他方、我妻博士は、債権者の催告に対して債務者が承認をした場合も権利関係が客観的にも主観的にも明確になったという意味においては、明文に規定されている他のより強力な時効中断措置と区別すべき合理的理由はないとして、承認についても催告による時効中断効を認めている(23)。本判決は基本的にこの我妻説と同様の考え方をとったものとみることができよう。

そもそも時効期間経過後になされた単なる債務承認であったとすれば、その承認は債権者にとってはもはや時効中断措置が存在しない段階でなされたものとして、153条における承認と同様には扱うことができないであろう。しかしその反面、債権者による催告後、本来の時効期間経過後になされた承認の場合においては、その定められた期間内には時効中断措置をとりうる状況はなお存在していたのであり、その意味において時効期間経過前の中断事由としての承認の場合ととくに区別して扱うべき合理的理由はないともいえ

そうである。すなわち、時効期間経過前の、純然たる時効中断事由としての承認が中断効を有するのは、債務者が債務を承認した以上は債権者としてはさらなる時効中断措置をとらなくても債務者は債務を履行してくれるであろうとの信頼や期待を抱くうえ、そのような信頼や期待は法的に保護するに値するものと解されるからである<sup>(24)</sup>。

そうだとすると、時効期間経過後になされた単なる債務承認の場合とは異なり、本間のような場面においてもその信頼の要保護性の基礎はなお失われてはいないということができるからである。このように考えると、本判決の判断はきわめて正当なものと評することができよう。

ところで、前述したように、催告後6か月以内、本来の時効期間経過後に なされた承認の場合には時効利益の放棄または最判昭和41年の時効援用権喪 失理論によって本間を処理することが可能であるとして、153条の問題は生 じえないとする見解もあった。しかし、本判決は、「時効の援用の可否は、 援用権者ごとに判断されるから、本件のように、主債務者が債務を承認し、 連帯保証人などが時効を援用する場合には、連帯保証人などによる時効の援 用は、主債務者による承認を根拠としては否定されないこととなり、主債務 者の承認による中断を認める場合と結論が同一になるとはいえない」と判示 して、本判決の判旨が展開した解釈論の意義、適用場面をあらためて確認し ている。これは、信義則に基づき、関係当事者間の個別・具体的あるいは主 観的・客観的な諸事情を総合勘案して相対的、相関的に判断される時効援用 権喪失理論からいって当然の理ということができよう。しかし、従来の見解 も、債権者・債務者間の承認の局面を前提としての議論であって、本件のよ うに、債権者と抵当不動産の第三取得者との間における債務者による承認の 扱いを想定したうえでの議論ではなかった。そうだとすれば、従来からの見 解も本判決の見解によって必ずしも排除されるものではないと解することも できよう。

#### 5 残された課題

なお、本判決においては、抵当不動産の第三取得者が主たる債務者に生じた時効中断事由による中断効を否定できるか、換言すると、主たる債務者に生じた時効中断効は抵当不動産の第三取得者にも及ぶかも問題となりえたが、本判決はこれをとくに検討することもなく、当然に及ぶとの見解を前提として判示している。この問題については下級審レベルでの裁判例は存在している(25)が、最高裁の判例はまだ出ていない。債務者の承認による時効中断効は物上保証人に及ぶとした最判平成7年3月10日(26)との関連で問題となるところであるが、本研究では表記の問題に検討の対象を限定したことから、この点に関する検討は稿をあらためてするということにさせていただきたい。(2007年(平成19年)9月20日稿)

<sup>(1)</sup> 判例タイムズ1229号266頁以下参照。

<sup>(2)</sup> 民法153条は、第一審・第二審判決もいうように、平成16年の法改正により 文言に若干の変更が加えられたが、「承認」に関する限り、改正前後で異なる ところはないので、以下では、単に「民法153条」という。

<sup>(3)</sup> 民集20巻4号702頁、判例時報442号12頁、判例タイムズ191号81頁、金融法 務事情441号6頁。

<sup>(4)</sup>最判平成7年3月10日判例時報1525号59頁、判例タイムズ875号88頁、金融 法務事情1421号59頁、金融・商事判例969号14頁。

<sup>(5)</sup> 東京地判平成13年6月8日金融法務事情1618号82頁、金融·商事判例1123号54頁。

<sup>(6)</sup> 幾代通『民法総則〔第二版〕』(青林書院・1984年) 574頁の注(二)、川島武宜編『注釈民法(5)総則(5)』(有斐閣・1967年) 109~110頁、97~98頁〔川井健執筆〕、林良平編『注解判例民法 民法総則』(青林書院・1994年) 626頁〔平岡健樹執筆〕など。なお、水本浩編『民法 I 〔総則(2)〕(注解法律学全集10)』(青林書院・1995年) 218~219頁〔松久三四彦執筆〕も参照。

<sup>(7)</sup>鳩山秀夫『法律行為乃至時効(註釈民法全書第二巻)』(巖松堂書店・1919年) 637頁、我妻榮「判例評釈」法学協会雑誌49巻3号(1931年)172頁以下、とく

に175~176頁(同「判例評釈」民事法判例研究会『判例民事法昭和四年度』(有 斐閣・1931年)238頁以下、同『民法判例評釈 I』(一粒社・1965年)145頁以下に所収)、沼義雄『民法総論(下)』(巖松堂書店・1936年)355頁の(註三)、 須永醇『新訂民法総則要論』(勁草書房・1997年)293頁、遠藤浩ほか編『民法注解財産法第1巻民法総則』(青林書院・1989年)729頁〔松久三四彦執筆〕、 水本編『前掲民法 I』220頁〔松久執筆〕、山田卓生ほか『民法 1 総則〔第3 版〕』(有斐閣 S シリーズ・2005年)226頁〔松久執筆〕など。

- (8) 石田喜久夫編『民法総則(現代民法講義1)』(法律文化社・1985年) 291頁 〔松久三四彦執筆〕参照。
- (9) 鳩山『前掲書』637頁、沼『前掲書』355頁の(註三)参照。
- (10) 今泉孝太郎『改訂新民法総則』(泉文堂・1963年) 516頁。薬師寺志光『日本 民法総論新講下巻』(明玄書房・1963年) 1070頁、1072頁の注(二)も同旨か。 なお、中村萬吉『日本民法論総則篇』(東山堂書房・1922年) 234頁、岩田新『日 本民法総論』(同文館・1925年) 410頁参照。
- (11) 長島毅『民法総論』(巖松堂書店·1920年) 606~607頁、
- (12) 長島『前掲書』606~607頁。なお、川名兼四郎『改訂増補民法総論』(金刺 芳流堂・1904年) 543頁もこの理由を挙げつつ、その当否については判断を留 保されていた。
- (13) 幾代通『民法総則〔第二版〕』(青林書院・1984年) 574頁の注(二)、川島武 宜編『注釈民法(5)総則(5)』(有斐閣・1967年) 109~110頁、97~98頁〔川井 健執筆〕、林良平編『注解判例民法 民法総則』(青林書院・1994年) 626頁〔平 岡健樹執筆〕など。
- (14) 民集 8 巻 8 号597頁。
- (15) 本判決に賛成するものとして、我妻榮『新訂民法総則(民法講義I)』(岩波書店・1965年)463頁、柚木馨『判例民法総論下巻』(有斐閣・1952年)389~390頁、今泉『前掲書』513頁、川添清吉『民法講義(総則)』(巖松堂書店・1934年)403頁、近藤英吉『註釈日本民法[総則編]』(巖松堂書店・1932年)561頁のほか、石本雅男『民法総則〔改訂版〕』(法律文化社・1962年)395頁、勝本正晃『新民法総則〔改正版〕』(創文社・1952年)325頁、宗宮信次『新訂民法総論』(有斐閣・1955年)236~237頁、松坂佐一『民法提要総則〔第三版・増訂〕』(有斐閣・1982年)340頁など参照。
- (16) 我妻「前掲判例評釈 | 172頁以下。
- (17) 我妻「前掲判例評釈 | 175~176頁。
- (18) 我妻「前掲判例評釈」176頁。
- (19) 末川博「判例批評」民商法雑誌24卷1号(1930年)132頁以下(同『破毀判

例民法研究第二巻』(弘文堂書房・1931年) 120頁以下に所収)。

- (20) 末川「前掲判例批評」136~137頁。
- (21) 石田文次郎『現行民法総論』(弘文堂書房・1930年) 501~502頁の(註二)。
- (22) 末川「前掲判例批評」137頁。したがって、末川博士は、151条に関して差押、仮差押または仮処分等の行為までを厳密に要求されているというわけではないという意味では、本件第一審判決とも幾分異なっているということができよう。同「前掲判例批評 | 136頁、138頁参照。
- (23) 我妻「前掲判例評釈」176頁。
- (24) 松久三四彦「消滅時効制度の根拠と中断の範囲(二)・完」北大法学論集31巻2号(1980年)841頁参照。
- (25) 東京高判平成13年6月8日金融法務事情1618号82頁、金融·商事判例1123号54頁。
- (26) 判例時報1525号59頁、判例タイムズ875号88頁、金融法務事情1421号127頁、 金融・商事判例969号14頁。